

あなたの知的財産、大丈夫ですか？

知的財産を守る

■ 回答者、 鮫島正洋

弁護士・弁理士

■ 相談者、 Aさん

会社を経営する社長

今月の相談

権利の範囲を定める「クレーム」に注意！

「前回のあらすじ」誤差表示機能付き歩数計「あるきメデス」の特許を出願中のA社長。商標登録も済み、順調に売り上げを伸ばしていますが、他社が発売した類似品の動きが気になります。

先生、先日出願した特許について「特許査定」が送られてきたという報告が特許事務所からありました！

おめでとうございます。1〜3年分の特許料を納付すれば特許権として登録されますよ。

タイミングを同じくして、歩数誤差表示機能付きの歩数計（類似品）が他社からも発売されましたが、この特許で止められるということですか？

まあ、理屈上はそういうことですが……。

ん?? ダメなこともあるのですか？

ちょっと特許の書類を見せてください。特許公報の一番先頭に記載されているのが特許請求の範囲、俗に「クレーム」といわれる権利範囲を画定する記述部分です。誤差表示機能については「歩数の誤差レベルを推測して表示する」と記述されていますね。

当社方式では、正確に測定できたと判断した場合は、レベル「A」と表示します。その目安は±5%以内を想定しています。順にレベル「B」「C」と表示され……。まさに「誤差レベル」が表示されるのですね。

他方、模倣品は誤差そのものが表示されます。「5000±340歩」というイメージです。

クレームというのはやっつかいな代物で、一文字でも外された製品は特許侵害ではないのです。

つまり、一文字でも外せば類似品であっても、特許侵害はなく、合法的に製造できるといえるのですか？

そのとおり。そして、彼らの製品は誤差レベルではなく、誤差そのものを表示している。外されていると考えられなくもない。

先生。我々はそれなりの時間と経費をかけてここまでやってきたんです。今になって、ハシゴを外すような話では困るん

です。

（特許明細書を読み始める）……。うん、これだったらいける！ 今から分割出願して、今回の類似品を含められるクレームに書き直しましょう。

分割出願？ なんですか、それは？

特許査定原本の送達から30日以内であれば、特許出願のレプリカをつくることのできるのです。レプリカだけれど、クレームは書き直せるのです。

すでに特許査定になっているのに、そんなことが可能なんですか？

もともと、特許料を納付する前に限るのですが……。

早速、指示を特許事務所に出します。これからは、先生もクレーム作成に関与してくださいね。

さめじま・まさひろ

弁護士・弁理士。エンジニアなどを経て、2004年内田・鮫島法律事務所を設立、現在に至る。12年知財功労賞受賞。著書多数。小説『下町ロケット』の神谷弁護士のモデルとしても有名。